

問1 地方分権一括法の制定によって行われた、国と地方公共団体の関係性の変化に関する説明として、最も適切なものを次の中から選びなさい。（2021年 宮城県公立入試 類似）

1. 国が地方に委託していた機関委任事務を廃止し、国から地方へ権限を移譲することで、地域の決定権を強化した。
2. 高齢者介護の負担を社会全体で支えるため、市町村を保険者とする新たな社会保険制度を開始した。
3. 所得の再分配機能を高めるため、所得金額が上がるにつれて適用される税率が高くなる仕組みを全国で統一した。
4. 不適切な契約による消費者の不利益を防ぐため、事業者の不適切な行為がある場合に契約を取り消せる権利を認めた。

問2 兵庫県における「ユニバーサル社会づくり」の推進に関する決まりのように、地方公共団体が自らの事務に関して定める独自の法について、その性質や手続きを説明した文として最も適切なものはどれですか。（2019年 兵庫県公立入試 類似）

1. 地方公共団体の長（知事や市町村長）が、議会の同意を得ることなく独断で制定するものである。
2. 国の法律の範囲内であれば、その地域固有の課題を解決するために自主的に制定することができる。
3. 日本国憲法よりも優先される効力を持ち、国が定める法律の内容を上書きすることができる。
4. 国の機関である最高裁判所によって内容の審査を受け、承認されたものだけが施行される。

問3 国と地方自治体の政治制度を比較したとき、地方自治体の「首長」の選出方法に関する説明として、制度の仕組み上、正しいものはどれですか。（2018年 静岡県公立入試 類似）

1. 住民による直接選挙が行われ、議会の構成とは関係なく選出される。
2. 国会議員による指名に基づき、行政の長として選出される。
3. 地方議会での選挙によって、所属する議員の中から選出される。
4. 地方自治体の予算規模に応じて、総務大臣によって任命される。

問4 地方公共団体の財政において、地方公共団体間の財政力の格差を是正することを目的とした「地方交付税交付金」の説明として、最も適切なものはどれか。（2019年 群馬県公立入試 類似）

1. 国が特定の事業を奨励するために、使い道を道路建設や義務教育などに限定して支給する資金。
2. 地方公共団体が不足する資金を調達するために、国や金融機関から借り入れる借金。
3. 各自治体の地方税収入の格差を減らし、どの地域でも一定の行政サービスを受けられるよう国から配分される資金。
4. 地方公共団体が条例に基づいて住民から独自に徴収し、自らの判断で自由に使える自主財源。

問5 日本の地方自治体の歳入内訳を比較した際、東京都のように財源が豊かな自治体では交付されないこともある一方で、多くの自治体において、地域間の財源の不均衡を是正するために国から配分される、使い道が限定されていない資金を何といいますか。（2023年 栃木県公立入試 類似）

1. 地方交付税
2. 国庫支出金
3. 地方税
4. 地方債

問6 地方公共団体において、住民が直接政治に参加する権利である「直接請求権」のうち、地方議会の解散を請求する場合の要件と請求先について、正しい組み合わせはどれですか。なお、署名数は有権者の総数に対する割合を指すものとします。（2016年 三重県公立入試 類似）

1. 有権者の三分の一以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する
2. 有権者の五十分の一以上の署名を集め、地方公共団体の長に請求する
3. 有権者の三分の一以上の署名を集め、監査委員に請求する
4. 有権者の五十分の一以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する

問7 住民による条例の制定・改廃の請求が行われた際、その後の手続きについて述べた文として、日本の地方自治制度の仕組みに合致するものはどれですか。（2023年 徳島県公立入試 類似）

1. 請求を受けた地方公共団体の長は、必ず議会を招集し、自身の意見を付けて審議に付さなければならない
2. 住民の直接的な意思表示を尊重するため、議会での審議や議決を経ることなく直ちに条例として施行される
3. 請求を受理した選挙管理委員会が速やかに住民投票を実施し、その過半数の賛成によって成立が決定する
4. 地方公共団体の長がその請求内容を不適切だと判断した場合は、議会へ報告せずに却下することができる

答え合わせ・解説

問1	答え 1 国が地方に委託していた機関委任事務を廃止し、国から地方へ権限を移譲することで、地域の決定権を強化した。	地方分権一括法の大きな目的は、中央集権的な仕組みを改めて地方の自立性を高めることにあります。以前は国が地方の仕事を細かく指揮していましたが、権限を地方公共団体に移すことで、それぞれの地域の実情に応じた柔軟なまちづくりができるように制度が整えられました。
問2	答え 2 国の法律の範囲内であれば、その地域固有の課題を解決するために自主的に制定することができる。	地方公共団体の自主性を尊重するため、法律に反しない限りにおいて、地域の文化や福祉などに関する独自のルールを定めることが認められています。ただし、民主主義の観点から必ず住民の代表である議会の議決を経る必要があり、憲法や法律に違反する内容を定めることはできません。
問3	答え 1 住民による直接選挙が行われ、議会の構成とは関係なく選出される。	国の政治（中央政府）では議院内閣制がとられ、内閣総理大臣は国会議員の中から指名されますが、地方自治では二元代表制に基づき、首長は住民が直接選挙で選びます。そのため、首長が特定の政党に属していても、議会の多数派が必ずしもその首長を支持する勢力であるとは限らず、首長と議会が独立した立場で議論を行うことが想定されています。
問4	答え 3 各自治体の地方税収入の格差を減らし、どの地域でも一定の行政サービスを受けられるよう国から配分される資金。	地方公共団体には、都市部のように地方税収入が多い自治体と、人口減少などで収入が少ない自治体があります。このような財政力の格差を減らすために、国税（所得税、法人税、消費税など）の一部を財源として、収入の少ない自治体を中心に配分されるのが地方交付税交付金です。使い道が制限されない「一般財源」としての性質を持ちます。
問5	答え 1 地方交付税	地方交付税は、自治体間の税収格差を調整し、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるようにすることを目的としています。国が徴収した所得税や法人税などの一部を、自治体の財政力に応じて配分するもので、使い道が制限されない「一般財源」に分類されます。東京都のような財政力が非常に強い自治体は、この交付金を受け取らない「不交付団体」となる場合があります。
問6	答え 1 有権者の三分の一以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する	地方自治法が定める直接請求権のうち、議会の解散請求（リコール）は、有権者の三分の一以上の署名（有権者が多い場合は緩和措置あり）をもって選挙管理委員会に対して行われます。条例の制定・改廃請求や監査請求に必要な署名数が「五十分の一以上」であるのに対し、議会の解散や首長の解職請求などは住民の代表としての身分を失わせる重大な請求であるため、より厳しい要件が課されています。
問7	答え 1 請求を受けた地方公共団体の長は、必ず議会を招集し、自身の意見を付けて審議に付さなければならない	条例の制定・改廃請求は、間接民主制（代表民主制）を補完するための「直接請求権」の一つですが、最終的な決定権は住民が選んだ代表者で構成される「議会」に委ねられています。そのため、有効な署名が集まって首長に請求がなされた場合、首長は独断で拒否することはできず、必ず自分の意見を添えて議会に提出し、議会で可決・否決を判断することになります。住民投票によって直接賛否を決めるのは、特定の地方公共団体にのみ適用される「地方自治特別法」の同意や、リコールの成否を問う場合に限られます。